

大和市告示第 88 号

大和市また来てねクーポン券発行事業実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 5 月 18 日

大和市長 大 木 哲

大和市また来てねクーポン券発行事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大の影響等を踏まえ、市内事業者の事業継続の支援を目的として、当該事業者を利用客の再来店を促すためのまた来てねクーポン券（以下「クーポン券」という。）を交付し、特定取引に使用された額を当該年度の予算の範囲内で助成する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取引 有償で行われる物品の販売若しくは貸出し又は役務の提供をいう。
- (2) 特定取引 クーポン券がその代価の弁済の手段として使用される取引をいう。

(対象事業者)

第 3 条 クーポン券の交付対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者であつて、第 5 条第 1 項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたもの（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 大和市内の店舗、営業所又は事業所で取引を行う者
- (2) 本事業の趣旨を理解し、適切に実施することができる者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 政治活動又は宗教活動を目的とする者
 - イ 公序良俗に反する営業を行う者
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む者及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(対象事業者の認定の申請)

第 4 条 認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、

大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(対象事業者の認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の適否を決定し、大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定（不認定）通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、対象事業者に対しては、当該通知と併せてクーポン券200枚及び対象事業者であることを示すポスターを交付するものとする。

2 対象事業者は、前項の規定によるクーポン券の交付を受けたときは、当該クーポン券に対象事業者の名称を記載しなければならない。

3 市長は、本事業を適正に推進させるために、対象事業者に対して必要な条件又は指示事項を付することができる。

(対象事業者の責務)

第6条 対象事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 市長が交付するポスターを店舗の出入口その他の利用客から見やすい場所に掲示すること。

(2) クーポン券を利用客に配布するときは、クーポン券の使用及び配布の条件、事業内容等を適切に説明すること。

(対象事業者の認定の取消し)

第7条 市長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する対象事業者の要件を満たさないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) 第5条第3項に規定する条件又は指示事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定取消通知書により、その事業者に通知する。この場合においては、既に交付した未使用のクーポン券を返還させるものとする。

(クーポン券の額面金額、使用期間、使用範囲等)

第8条 クーポン券は、対象事業者が利用客に配布する。

2 クーポン券の額面金額は、1枚当たり500円とする。

3 クーポン券の使用期間は、令和4年7月1日から市長が別に定める日までとする。

4 クーポン券は、当該クーポン券に名称が記載された対象事業者との間における取引においてのみ使用することができる。

- 5 クーポン券は、これを交換し、譲渡し、又は販売してはならない。
- 6 対象事業者は、特定取引に使用されたクーポン券の額面金額の合計額が特定取引の代価を上回るときは、当該上回る額に相当する釣銭を支払わないものとする。
- 7 次に掲げるものは、特定取引の対象外とする。
 - (1) 不動産及び金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) ギフト券、ビール券、プライベートカード等の金券
 - (4) 切手、印紙及び日本郵便株式会社が発行する郵便はがき
 - (5) 風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において販売若しくは貸出しされる物品又は提供される役務
 - (6) 国税、地方税、使用料その他公租公課
 - (7) 電気、ガス、水道その他の公共料金及び電話料金
 - (8) 大和市有料指定ごみ袋及び大和市収入証紙
 - (9) その他市長が特定取引の対象とすべきでないとしたもの
- 8 対象事業者は、特定取引においてクーポン券が使用された場合は、当該クーポン券に使用日を記載するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、クーポン券の使用及び配布の条件は、当該クーポン券の交付を受けた対象事業者が定めるものとする。

(助成)

第9条 市長は、特定取引においてクーポン券が使用された場合は、当該対象事業者に対し、使用済みクーポン券の額面金額の合計に相当する金額を助成するものとする。

- 2 対象事業者は、前項の規定による助成を受けようとするときは、市長が別に定める日までに、大和市また来てねクーポン券発行事業助成金請求書に使用済みクーポン券その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、事業者が偽りその他不正な手段により前条第1項の規定による助成を受けたと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(暴力団等の排除)

第11条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第

162号)第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。)に、申請者が暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、認定を行わない。

(様式)

第12条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支給された助成金については、第10条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定申請書	第4条
第2号様式	大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定（不認定） 通知書	第5条
第3号様式	ポスター	第5条及び 第6条
第4号様式	大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定取消通知書	第7条
第5号様式	大和市また来てねクーポン券発行事業助成金請求書	第9条